

第1号議案

就業規則等の変更について

(案)

本機関において、一週間の勤務時間が通常勤務の契約職員より短い者の労働条件にかかる取り扱いを明確にするため、就業規則及び契約職員就業規則を別紙1、2のとおり変更する。

1. 変更する規程

- ・就業規則変更案新旧対照表（別紙1）
- ・契約職員就業規則変更案新旧対照表（別紙2）

2. 適用日

平成29年12月1日

以 上

就業規則 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>(通常勤務)</p> <p>第16条 通常勤務の対象者及び勤務時間等について、次の各号に掲げる通りとする。</p> <p>一 対象者 <u>第17条第1項第1号に定める対象者以外</u></p> <p>二 勤務時間 午前9時00分から午後5時40分まで</p> <p>三 休憩時間 正午から午後1時までの1時間</p> <p>第17条～第34条 (略)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則(平成27年9月2日) (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>(通常勤務)</p> <p>第16条 通常勤務の対象者及び勤務時間等について、次の各号に掲げる通りとする。</p> <p>一 対象者 <u>次条第1項第1号に定める対象者以外</u></p> <p>二 勤務時間 午前9時00分から午後5時40分まで、<u>休憩時間を除き、7時間40分</u></p> <p>三 休憩時間 正午から午後1時までの1時間</p> <p>四 <u>一週間の勤務時間 38時間20分</u></p> <p>第17条～第34条 (略)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則(平成27年9月2日) (略)</p> <p><u>附則(平成29年11月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、平成29年12月1日から施行する。</u></p>

契約職員就業規則 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
第1条～第15条 (略)	第1条～第15条 (略) <u>(一週間の勤務時間が短い契約職員の特則)</u> <u>第16条 一週間の勤務時間が就業規則第16条第4号に定める一週間の勤務時間に比し短い契約職員(育児又は介護を理由とする場合を除く。)</u> については、第5条、第6条3項及び第7条の規定は適用せず、個別に労働条件を定めるものとする。
附則 (略)	附則 (略) <u>附則(平成29年11月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、平成29年12月1日から施行する。</u>